

## ファイリピン法制度研究ツールの今と昔

知花いづみ

### ●はじめに

『アジア法研究の新たな地平』（アジア法学会編、成文堂、二〇〇六年）によると、アジア法研究が注目され始めた時期は、明治以降だといわれている。各時代区分は、①脱亜入欧政策の影響によって研究が停滞したとされる一八六七年～一八八〇年代、②植民地法の形成、展開、崩壊の時期にあたる一八九〇年代～一九四五年、③戦後の民主化政策により再度研究が停滞傾向を見せるも関連学会が設立されるなど、再興の兆しが生じた一九四五年～一九五〇年代、④円借款を中心とするODAを基盤に企業が東南アジアなどに進出を開始し、研究に対する社会的需要が高まった一九六〇年代～一九八〇年代中頃、⑤一九九〇年代の社会主義体制の崩壊、一九九七年のアジア経済危機、経済のグローバル化を経て研究そのものが多様化した一九八〇年代中頃～現在の五つに分けられる。

本書は、日本のアジア法研究は、歴史的地理的経緯から、主に中国法を中心に展開されてきたと解するが、このうち①から④

までの時代は、書籍媒体による研究ツールを駆使した情報収集が中心となり、⑤の時代は、インターネットの発達に伴い、電子媒体形式による情報管理が主流を占めてきたことは周知のとおりである。

### ●研究ツールの変化

従来、ファイリピン法制度に関する研究は、国内法の発展経緯を中心に進められてきた。国内法の種類には、公法（一九〇〇～一九三四年）、コモンウェルス法（一九三五～一九四一年）、共和国法（一九四六～一九七三年及び一九八七年～現在）、フェルデinand・E・マルコス政権下の大統領令（一九七二～一九八六年）の他、行政命令、一般命令、条例、布告などがある。

主にアメリカ法の流れを汲みつつ発展してきた同研究関連ツールは、前述同様、一九八〇年代までは紙媒体の書籍や資料が中心となり、一九九〇年以降は、インターネットを主軸とした電子媒体による情報管理が主流であった。こうした傾向は、レック・スブックストア社、セントラルローブック社などが出版する法令集及び判例集や、主

要学術誌『ファイリピンロージャーナル』、『アテネオロージャーナル』、『国際ファイリピン年鑑』、『統一法曹協会ジャーナル』など、書籍形態の資料が主流であった点などにも現われている。

以上の状況に変化が見られるようになったのは、CD-ROMによる情報集積を扱う民間会社が発足し始めた一九九〇年代頃である。とくに、比国内ではパサイ市内に本社を構えるCD Asia Technologies社の活躍が目立つ。同社は、一九九四年に、若手弁護士らが集まり設立した会社で、ファイリピンにおける電子出版業者の先駆的存在に当たる。同社は、公文書情報を電子データに転換する業務を中心に手がけており、国内の法律情報をCD-ROMなど新形態のツールを用いて記録、保存し、販売している。

二〇〇七年までに同社が販売した製品には、重要基本国内法、税関連法、最高裁判決、司法省判決、地方自治体関連法令、環境天然資源関連法令、労働社会関連法令、選挙関連法令、商工業関連法令、証券取引関連法令、家族法、中央銀行関連命令

特集／途上国研究のための研究ツール—新・旧書誌情報を活用する

(一九九〇年代以降の判例集及び法令集 Memorandum を含む) などがある (詳細は <http://cdasia.com/> を参照)。

### ●電子媒体ツール発展の背景

CD-ROMには、膨大な情報をコンパクトにまとめて活用できるというメリットがある。一方、インターネットにアクセス至便な環境が身近である場合は、オンラインサービスによる情報検索の方が、より簡便であるのは言うまでもない。

それでは、なぜフィリピンでCD-ROMによる情報検索ツールの需要が高まったのか。背景には、マニラ首都圏の一部を除く国内では、インターネット関連インフラが整っていないという社会事情がある。とくに、地方の一般市民や学生などの間では、いまだに携帯電話を用いたメールのやり取りが主な通信手段とされており、気軽にインターネットに接続しうる環境は整っていない。また、CD-ROMの販売価格自体が比較的高く設定されていることから、同製品を購入、利用できるのは主要有名大学、法律事務所、国際機関など資金が潤沢な一部の機関に限定されているのが現状である。ただし、最近はこうした不便性を補う手段として、一部の学術機関に、電子情報検索サービスの門戸を広く一般に開放する動きが見られつつある。比国内であれば、フィリピン大学法学部図書館 (<http://law.upd.edu.ph/library/>)、アテネオ・デ・マニラ大

学中央図書館 (<http://izalib.admu.edu.ph/>)、デ・ラ・サール大学中央図書館 (<http://www.dlsu.edu.ph/library/>) などが代表的機関である (一部有料の場合あり)。また、日本国内であれば、弊所の図書館 (<http://www.wide.go.jp/japanese/Library/>) でも同サービスを利用できる。

### ●関連サイトの紹介

CD-ROM以外で、フィリピン法制度に関する情報収集ツールとして広く利用されているものに、オンラインサイトがある。これらは海外からのアクセスが至便なものに加えて、利用コストが無料なものもあり、利用者総数はCD-ROMによるサービスを凌いでいる。

二〇〇八年現在、オンラインによる主要法律情報関連サイトには、世界銀行やアジア開発銀行からの援助のもと、機能拡充を図っているフィリピン最高裁判所 ([www.supremecourt.gov.ph/](http://www.supremecourt.gov.ph/)) をはじめ、NPO団体が管理しているローフィルプロジェクト (アレリヤノ法財団主宰、[www.lampjnl.net/](http://www.lampjnl.net/)) や世界法律情報研究所 (<http://www.worldlib.org/phil/>)、民間組織が独自に運営しているチャンドロブレス法律事務所 ([www.chandrobres.com/](http://www.chandrobres.com/))、デイシニ&デイシニ法律事務所 ([www.dsinjnl.com/](http://www.dsinjnl.com/)) の公式サイトなどがある (いずれもダウンロード日は、二〇〇八年一月末)。とくに、法制度研究の場合は、条文や判

例などの電子検索機能の利便性は高い。ただし、これらのサイトも万能な手段ではなく、時代区分や政権期ごとに最高裁の動きや司法判断のパターンを把握したい場合などは、セントラルローブック社出版の『最高裁判例集インデックス』や、フィリピン大学法学部出版の『判例タイトルインデックス』といった資料に頼る方が、より簡便である点には注意を払う必要がある。

### ●おわりに—図書館との協力関係

CD-ROMやオンラインサイトの利用が主流となりつつある現在、研究員と図書館との協力関係は、今後ますます深められていくであろう。実際に、弊所の図書館では、図書館員が現地へ赴き、関連研究員と共同で各省庁や主要図書館で雑誌の定期交換の交渉や、資料収集を実施している。今後も政治、経済、金融、社会など広範な分野で絶えず最新の情報収集を継続していく必要があるが、それには研究員と図書館員が相互に専門性を補完し合って協力していく関係構築が不可欠であることは言うまでもない。

(ちばな いづみ/アジア経済研究所開発研究センター)

#### 《参考文献》

Institute of Developing Economies ed., "Doing Legal Research in Asian Countries," IDE Asian Law Series No.23, IDE-JETRO, 2003.